

下限数量以下の密封RIと表示付認証機器の管理に関する細則

放射線障害予防小委員会

1. 本細則における放射性同位元素に係わる用語は、以下の各号に掲げる通りとする。
 - (1) 表示付認証機器 法第12条の5第2項に規定する表示付認証機器
 - (2) 密封小線源 下限数量以下の密封された放射性同位元素及び2007年3月末までに製造された3.7 MBq以下の密封された放射性同位元素
2. 本学において密封小線源及び表示付認証機器(以下「線源」という。)を譲渡又は譲受できる者は、本学教職員に限る。
3. 線源を譲受した者は取扱責任者となり、譲受の旨を放射線障害予防小委員会(以下「小委員会」という。)が定める様式により、取扱責任者が所属する部局長(以下「部局長」という。)に届け出るものとする。
4. 3.において届け出た記載内容に変更があった場合、取扱責任者は、前項の様式により部局長に届け出るものとする。
5. 3.及び4.において線源が表示付認証機器である場合、取扱責任者は、法令の定めるところにより、環境安全保健機構(以下「機構」という。)を通じて原子力規制委員会に「表示付認証機器使用届」または「表示付認証機器使用変更届」を届け出なければならない。
6. 3.及び4.より届け出る様式には、届出の内容(譲渡、譲受、変更)とその年月日、取扱責任者名、線源の核種、数量及び番号並びに譲渡先又は譲受元を記載する。
7. 取扱責任者は、線源の譲受時の出荷案内書(相手先の譲渡書)を譲渡するまで保管しなければならない。
8. 取扱責任者は、線源の保管・廃棄確認簿を備え、取扱責任者名、線源番号、核種、数量、個数、保管場所、譲受年月日、譲渡年月日及び線源の区別(密封小線源、表示付認証機器)を記載する。
9. 取扱責任者は、少なくとも年度内に一回、線源の存在を確認し、その結果を8.の保管・廃棄確認簿に記載しなければならない。
10. 取扱責任者は、保管・廃棄確認簿を5年間保管するものとする。
11. 取扱責任者は、次の各号に掲げる注意事項を守り、安全の確保に努めるものとする。
 - (1) 紛失と盗取を防止するため、線源を施錠できるキャビネットや貯蔵箱で保管すること。
 - (2) 有効期間を超えた線源は速やかに公益社団法人日本アイソトープ協会に譲渡すること。
 - (3) 線源の使用条件を守り、放射性同位元素の漏えいが起こらないよう注意すること。
 - (4) 放射性同位元素の露出を伴うような線源の分解を自ら行わず、及び他者に行わせないこと。
 - (5) 必要に応じて線源の使用に関する制限を設けること。
12. 線源を使用する者は、取扱責任者の許可を受けなければならない。
13. 線源を使用する者は、不用意に近づかず、適切な遮蔽を設ける等して被ばくの低減に努めなければならない。
14. 取扱責任者は、異動、退職等によって線源の管理ができなくなった場合、線源及び譲受時の出荷案内書を別の取扱責任者に譲渡し、又は線源を日本アイソトープ協会に引き渡さなければならない。
15. 取扱責任者は、線源を譲渡(日本アイソトープ協会への引渡を含む。)したとき、保管・廃棄確認簿に

その旨を記載し、線源受領書(相手先の譲受書)を速やかに部局長に届け出なければならない。

16. 15. における線源受領書の様式は任意とするが、譲渡の年月日、相手先の責任者氏名及び所属、線源の種類と数量並びに線源番号は必ず記載しなければならない。
17. 15. において線源が表示付認証機器である場合、取扱責任者は、機構を通じて原子力規制委員会に「表示付認証機器使用変更届」を届け出なければならない。
18. 部局長は、15. により届出のあった線源受領書並びに3. 及び4. により届出のあった様式を、線源が譲渡されてから5年間保管しなければならない。
19. 取扱責任者は、機構から指示があった場合は、線源が存在していること、5年分の保管・廃棄確認簿に所定の事項が記載されていること、譲受時の出荷案内書が保存されていること、3. 及び4. の届出の写しの存在、その他機構が指示する事項を確認し、その結果を機構に報告しなければならない。
20. 部局が3. に定める様式を改変する場合には、予め小委員会の委員長の承認を得なければならない。

注： 表示付認証機器使用・使用変更届は以下のURLにある。

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/shinsei/shinsei1-1.html

参考表 書類届出・受領一覧

	原子力規制委員会	部局委員長又は放射線管理部門長	相手先
RI協会から認証機器を譲受(購入)	機構を通じて様式第四を届出	小委員会が定める様式を提出	出荷案内書を受取り、保管
RI協会から密封小線源を譲受(購入)	—		
他者*から認証機器を譲受	機構を通じて様式第四を届出	小委員会が定める様式を提出	譲渡者から出荷案内書を受取り、保管
他者*から密封小線源を譲受	—		
認証機器の届出内容に変更	機構を通じて様式第四を届出	小委員会が定める様式を提出	—
密封小線源の届出内容に変更	—		
RI協会に認証機器を譲渡(引渡)	機構を通じて様式第四を届出	線源受領書を提出	譲渡先に出荷案内書を渡し、譲渡先から線源受領書を受取る
RI協会に密封小線源を譲渡(引渡)	—		
他者*に認証機器を譲渡	機構を通じて様式第四を届出		
他者*に密封小線源を譲渡	—		

*学内、学外を問わない。ただし、原子力規制委員会様式第四の内容が変更にならない譲渡譲受については、同委員会に届け出る必要はない。

附 則

この細則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年10月15日から施行する。